

令和5年（行ウ）第7号 「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

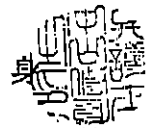
被告第10準備書面

令和8年6月22日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人

弁護士 中山修



同復代理人

弁護士 今崎光



同復代理人

弁護士 横澤秀



原告らの準備書面6への反論及び新たに提出された甲号証について

第1 山口県遺族連盟について

1 山口県遺族連盟の由来

詳細は、「五十年誌」の記事（甲46号として、原告らが提出している）に譲るとして、大略、次のとおりである（引用する頁は、甲46号のもの）。

（1）遺族の山口県レベルでの動向

- ① 山口県遺族連盟は、全国に先駆け、戦後における戦没遺族の窮状が甚だしいため（60～64頁）、昭和21年2月には、山口県内各地から集まって、創立の発起人会を開いた。その主目的は、「遺族会をつくり、相互扶助で扶け合

おう」ということであり、これは、今に続いている「目的」である（乙2号）。

- ② 同年4月1日に準備会が発足し、県内では同年7月末頃までに、81会設立された。
- ③ 昭和21年8月10日、山口県遺族連盟が結成され、創立発会式が行われた。その趣意の中心は、「相互扶助により、一致団結し、英霊の遺志をついで、平和な民主日本再建の根幹となる」というものであった（68～69頁）。その趣旨は、「葉」にも表現されている（70頁）。
- ④ 父や夫、我が子を亡くした遺族の苦しみ、窮状、納得のいかない心情は、甲46号の60～65頁、83～85頁、97～98頁（大会宣言）、108～109頁、113～116頁、189～193頁に明らかである。

これらは、平成9年9月の甲46号の「発刊のことば」（浜野薫・山口県遺族連盟会長）に要約されているとも評価できる。

- ⑤ 以上のとおり同連盟が、「遺族の相互扶助」を目指し、援護法等制定後は、それらに則った事業を行ってきたことは、明白である。

そして、以上の記録からみても、原告らの主張する「遺族連盟は、宗教団体である」という評価は全く失当というほかない。後述のとおり、このことは、既に平成5年に最高裁の判旨にて、明らかにされている。

（2）全国組織設立への関与

昭和22年には、山口県のほか、全国的に様々な取り組みがあったが、昭和22年11月に、日本遺族厚生連盟が設立された。その目的も、山口県遺族連盟と同旨であり、本部事務所は、神奈川県庁内に置かれた。そして、山口県遺族連盟の吉富幸助が、理事に選出されたが、これは、昭和21年7月に全国遺族連盟の結成を提案したからといえる（75～77頁）。

設立時には、改正された憲法は既に施行されており、原告らが主張するような「宗教団体」であれば、神奈川県がその庁舎を利用させる筈はなかった。

（3）財団化及び関連団体

ア 昭和23年10月8日、財団法人の設立が許可された（乙2号）。

法人法改正に伴い、平成25年4月1日、一般財団法人山口県遺族連盟となった（乙37号は定款である）。

イ 昭和22年11月17日、日本遺族厚生連盟結成会議が開催された。そして、昭和28年3月31日には、一般財団法人日本遺族会の設立が認可された（乙38号）、同年6月4日、日本遺族厚生連盟が解散し、財団法人日本遺族会へ発展的解散した（乙39号は寄付行為・厚生労働省ホームページよりダウンロード）。

ウ 昭和51年12月15日、英霊にこたえる会山口県本部が結成された。

昭和34年11月17日には、任意団体としての山口県英霊顕彰会が発足した（甲46号の267頁等）。

そして、昭和53年4月1日、（財）山口県英霊顕彰会の設立が認可された（甲46号36頁）。

（4）一般財団法人日本遺族会との関係

日本遺族会の寄附行為では、各都道府県に支部を置くとされる。しかし、その寄附行為（乙39号）や山口県遺族連盟の定款（乙37号）には、そのような関係について、具体的記述はされていない。

山口県遺族連盟は、この支部を一応担っている。ただし、本部一支部と言っても、上下関係、又は上意下達の関係はない。山口県遺族連盟から、日本遺族会の理事を1名出し、会費を支出している程度の関係である。

2 慰霊祭のおこりと主催者（89頁～90頁）

- （1）山口県遺族連盟は、昭和23年10月8日から同月10日にかけて、「県下4万9000余柱の英霊を慰め、遺族の志気を高揚する」ことを目的として、御霊（みたま）神社境内で（現在の山口県護国神社）、全戦没者臨時大慰霊等を主催して、執行した。参拝、参加遺族は、計8650名であった。近年は時の

経過による遺族の減少により、この10分の1未満の参拝とのことである（後述）。

- （2）以来、山口県遺族連盟は、毎年春、戦没者大慰霊祭を主催し、執行することを例としており、今回の裁判の対象となっている令和4年春の慰霊祭も同様である。

- 3 山口県遺族連盟は、1項のとおり、占領政策の一つとしての遺族への恩給の支給禁止などに対し、社会福祉による支援を求める運動の主体であった。被告第3準備書面第4で述べたとおり、社会福祉を具体的に実施するのは、国や県であるところ、他の社会福祉関係の法令・予算に基づく様々な事業と同じく、「当事者団体」といえる。山口県遺族連盟と県の関係は密接といえるが、他の福祉関連の当事者団体と同じく、そのことに何ら問題はない（後述の箕面市の二つの判例参照）。

なお、具体的には、昭和24年には、（大島郡）小松町に竹材授産場を、又、戦争未亡人の授産場を直営で山口市にも設けるなど、自主的に実績を上げたところ、昭和27年に戦傷病者戦没者遺族者援護法が制定されたことを一つの両期として、以後はその拡充等を進める運動をしてきた。援護関係法律の状況は、甲46号624～663頁や被告第3準備書面第4を参照されたい。

4 信仰との関係

- （1）遺族と護国神社との関わりは、敗戦前からの軍事制度や教育制度等により、戦死者は、護国神社に祀られる、そこで、その遺族が、夫や父、また我が子に「会える」という考え方から、山口県遺族連盟としても、護国神社を崇敬・尊重していることは、事実である。
- （2）しかし、山口県遺族連盟による慰霊・追悼行事は、遺族の各々の信仰を重視し（ないし、我邦の国民の一般的な信仰の実態により）、設立初期より、

仏式でも執り行われており、現在も、関係団体により続いている。キリスト式で主催したこともあった。

甲46号には、次のような記録が残されている。

- ・昭和22年11月の日本遺族厚生連盟の発会は、千代田区の神田寺であった（75頁）。
 - ・昭和25年11月19日
国連軍戦没者の追悼大慰霊祭等を山口県遺族連盟が主催して、カトリック教によって、山口市今道のカトリック山口教会にて執行している（127頁）。ここに、「毛利夫人を・・・」とあるのは、公爵毛利元道氏の夫人のことである（127～128頁）。
 - ・昭和26年3月には、戦没者春季大慰霊祭は、山口市眞證寺において、仏教団20余名が奉仕し、仏式で執行されている。なお、この時、山口県内の希望者7000余柱の法名は、東大寺大仏像胎内に納められ、永代供養されることになった。その上で、「今後未済のものについて、引き続き行うことになっている」とされている（134頁）。
- (3) 慰霊等について、本訴のように午前中は護国神社で行い、午後は、防長英霊塔にて、仏式で行うもので構成されている。防長英霊塔は、昭和37年10月13日に山口市宮野下江良に建立された（甲46号証283頁）。これは前記、山口県英霊顕彰会（昭和53年4月15日に財団法人となる。）が中心になって建立したので、午後の慰霊祭については、同会が、一応主催者として、仏式で執行しているが、同会の事務局は、昭和52年から山口県遺族連盟が承継しているので、同連盟が主催していると評価する。

なお、二つの財団の関係は、主たる事務所は同一住所であり、山口県遺族連盟所有建物内にあるし、令和4年は代表者も同一であるように、密接である。

(4) 小計

原告らが問題とする春季慰霊祭は（於：山口県護国神社）の主催は、（一財）山口県遺族連盟であり、これは前述の昭和23年10月の第一回というべき慰霊祭からの由来から明らかであるが、現在まで変わることはない。しかし、午後は長年、実質的には山口県遺族連盟が仏式により、慰霊活動をしている。そして、創立期も（2）のように、遺族の信仰に対応してきた。

このように、原告らが主張するように、特定の宗派に偏った活動をしているとは、到底認められない。

5 山口県遺族連盟の現状

（1）遺族の方々の高齢化等

令和7年は終戦80年になり、様々な実体験者が亡くなっているため、回顧や承継といった論点について、報道がなされており、山口県遺族連盟も同じ課題を抱えている。

（2）遺族は、御祭神の配偶者や子等という訳なので、子供とて、約10年前で70歳台、現在は80歳台になっている。そして、親はいうまでもなく、配偶者も亡くなっている。その為、人的パワーが、50年誌が作られた時期に比べ、減衰しているのは、間違いない。加えて、山口県遺族連盟の運営資金は、遺族が受給されている年金の中からの拠出によっている。このようなことで、山口県遺族連盟の事務処理の人的・物的力量は、外部から見ると、低下している。

（3）読売新聞の令和7年8月15日の記事（乙40号）では、一面に「戦後80年記憶継ぐ重み」を大見出し、「遺族会支部4割活動減」を中出しとした上で、三面に「会員の高齢化により資金難資料移転先も未定」、「活動どう承継」といった見出しとする記事が出されている。山口県遺族連盟も、運営が厳しいと推測できるが、新聞の見出しレベルまで衰退している、という訳ではないと思われる。

以上を踏まえると、3項のとおり、（一財）山口県遺族連盟は、社会福祉・

医療法制において、多数認められる、いわゆる当事者団体と評価するのが妥当である。

6 原告らは、山口県遺族連盟が宗教団体との主張を令和8年3月31日提出の準備書面6から始めた。

(1) その推測される意図

ア これまでの攻防の概略

本訴全体における原告らの主張に対する被告の攻撃防御は、次のとおりで、それらについての攻防を令和5年8月7日の第1回期日から令和7年9月7日時点（この日は、田川弁護士の病気のため、変更された）までして、人証の取調（予定）に至った。

- a 財務会計行為…住民訴訟における最大の争点である。
- b 財務会計行為とその先行行為との関係…最判平成4年12月15日でいわゆる違法性の承継は、否定されている。
- c 知事の玉串奉奠の宗教行為性…被告は争っていない。
- d 政教分離違反の主張
 - i 最高裁の整理…これにより、特に新しい論点はない筈である。
 - ii 原告らが、この主張を強く行っている。

原告らは、「d iiにおいて、cと護国神社が利得を得る、という主張」（甲）をするので、被告は、5までに述べた意味での山口県遺族連盟からの招待を受けた事実を中心に、bやd iの整理をしてきた。

イ 原告らの新しい主張

原告らは、自身の主張が上記の甲であるため、山口県遺族連盟については、被告第8準備書面で整理したような主張しか必要としていなかった。そのような理解の元に、裁判所は山口県護国神社宮司の証人採用を決定した。

ところが、原告らは、令和8年3月になって（半年以上空転している）、「遺

族連盟は宗教団体」として、「知事がそのような宗教団体の招待を受け、謏国神社で神道形式の祭祀を行った」という、いわば、招待者の性格を全く新たに主張して、被告の論旨を転覆しようとしていると評価するほかない。これは、「甲」とは、別の「乙」というべきものである。

これは、約2年間の経過からして、攻撃方法に関する「新規」の主張というほかない。

(2) 原告ら準備書面6の第4のポイント

- ① 山口県遺族連盟は、「実質的」には、日本遺族会の地方支部である（68頁1行目）。
- ② 日本遺族会は、謏国神社の信徒団体である（68頁下から3行目）。
- ③ 「宗教団体」の定義として、「広く宗教に関係ある事業もしくは宗教的活動を行っている組織・団体」としている（71頁3～4行目）。

(3) 被告は、①②③のいずれも〔否認ないし争う〕。

〔否認等の理由〕

原告らの主張方法は、（一財）日本遺族会を介しての間接的積み上げである上、平成5年の最判が否定するにも関わらず、同会や山口県遺族会等を極めて広義の「宗教団体」とするものである。何れのポイント自体、既に最高裁で解決済みの法律論で、速やかに否定されるうえ、全体の論旨は、「実質的には」とか、「本－支部」という一方的主張に基づく概念的な評価方法であって、飛躍でしかなく、不当なものである。

後者は、日本遺族会の寄附行為上、そう規定されているけれども、上記1項（4）のとおり、上下関係や上意下達の関係ではない。山口県遺族連盟側では、「支部」という意識が希薄なためか、法人登記（乙2号）や定款（乙37号）上、法的な裏付けは全くないのである。

(4) 原告らの主張論点に関する最高裁判例の整理

ア 箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟

最判平成5年2月16日・民集47. 3. 1687～[判解8]である。その判旨は次のとおり。

- ① 憲法20条1項後段にいう「宗教団体」、憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」とは、「宗教と何らかの関わり合いのある行為を行っている組織ないし団体」のすべてを意味するものではなく、「国家が当該組織ないし団体に対し特権を付与したり、また、当該組織ないし団体の使用、便益、若しくは維持のため、公金その他の公の財産を支出しまたはその利用に供したりすることが、特定の宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉等になり、憲法上の政教分離原則に反すると解されるものをいう」のであり、換言すると、「特定の宗教の信仰、礼拝または普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体を指す」ものと解するのが相当である。
- ② 財団法人日本遺族会およびその支部である市遺族会、地区遺族会は、いずれも戦没者遺族の相互扶助・福祉向上と英霊の顕彰を主たる目的とする団体であって、・・・会の本来の目的として、特定の宗教の信仰、礼拝または普及等の宗教活動を行おうとするものではなく、・・・憲法20条1項後段にいう「宗教団体」、憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」に該当しないものと解するのが相当である。

イ 箕面市遺族会補助金等違憲訴訟

最判平成11年10月21日（判例タイムス1018号166頁～、判例時報1669号96頁～）である。判旨は次のとおり。

憲法の政教分離原則の趣旨からすれば、憲法20条1項後段にいう「宗教団体」、憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」とは、特定の宗教の信仰、礼拝、普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体を指すものと解すべきである。

財団法人日本遺族会およびその支部である箕面市戦没者遺族会が行う英霊顕彰事業には靖国神社の参拝の実施等の宗教的色彩を帯びた活動を行おうとする

ものではなく、その会員が戦没者の遺族であることにかんがみ、戦没者の慰霊、追悼、顕彰のための右行事を行うことが、会員の要望に沿うものであるとして行われていることが明らかであり、これらの点を考慮すれば、日本遺族会および市遺族会は、いずれも、特定の宗教の信仰、礼拝、普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体には該当しないものというべきであって、前記「宗教団体」又は「宗教上の組織若しくは団体」に該当しないと解する。

したがって、箕面市から、社会福祉法人箕面市社会福祉協議会を経て、市遺族会に配分された本件補助金の支出及び同市の職員による本件書記事務への従事は、憲法20条1項後段、89条に違反するものではない。本件補助金の支出及び本件書記事務への従事の目的は、遺族の福祉増進にあることが明らかであり、遺族の福祉増進の面での金銭的ないし事務補助による援助が結果として市遺族会の宗教性を帯びた活動に対する間接的な援助となる面があるとしても、その結果は、間接的、付随的なものととどまっており、特定の宗教を援助、助長、促進し、又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるようなものとは認められない。

ウ 憲法の条文解釈の学説等については、平成5年の最判〔判解8〕191～194頁が参照される。

エ 原告らの全く新しい主張は、既に、約30年前の最判により確立している法理を無視したものであって、それ自体、時機に遅れた攻撃方法として却下されるべきである。

原告ら訴訟代理人は、訴え提起時から約3年間、上記最判法理も踏まえて、攻撃方法を定めていた筈だからである。

(5) 宗教法人法上の「宗教団体」

ア (4)で述べたのは、政教分離規定について、いわば憲法上の概念についての最判の判旨をまとめた。結論として、日本遺族会、市遺族会や地区遺族会が憲法20条1項後段にいう「宗教団体」、憲法89条にいう「宗教上の組織若

しくは団体」に該当しないのである。山口県遺族連盟は、当然、憲法上の宗教団体ではない。

イ 念のため、宗教法人法について整理する。なお、山口県遺族連盟を対象とするので、「包括」（２号）については、省略する。

ウ 自由と正義の令和４年７月号１０頁より

宗教法人になるためには、その前提として、宗教法人法にいう「宗教団体」がすでに存在し、現に活動していなければならない。「宗教団体」とは、宗教法人法２条に定義される。

すなわち、宗教団体の要件としては、次の４つを充足している必要がある。しかし、山口県遺族連盟には、①と④のいずれも認められない。そのことは、法人の目的（乙２号）から明らかである。

① 教義をひろめる

宗教には当然、教義があり、それを人々にひろめる活動をしなければならない。

② 儀式行事を行う

宗教活動の一環として、日頃から儀式行事が行われていなければならない。

③ 信者を教化育成する

教義の宣布によって信者を導くことが行われ、信者名簿等も備わっていなければならない。

④ 礼拝の施設を備える

公開性を有する礼拝の施設がなければならない。

（６）原告らの新しい主張ポイントの一つは、日本遺族会（ひいては、その地方支部であると主張をする山口県遺族連盟）が靖国神社の信徒団体であるというものである。

ア [否認ないし争う]

イ 否認等の理由

- ① そもそも、靖国神社におけるルール等によって、論証されていないといえる。靖国神社規則には、総代会が設けられているが、信徒団体についての規定はない（乙41号・③の文献290～295頁より）。
- ② 少なくとも、靖国神社の公開する情報によれば、同社には崇敬奉賛会が平成10年12月に設立されて活動を行っている（乙42号）。
- ③ 秦郁彦は、その著書「靖国神社の祭神たち」（新潮社・平成22年1月）のあとがきで、「私はいわゆる『靖国の遺児』のひとりである。8年前に95歳で亡くなった母は熱心な真宗の信者で、亡父の墓参にはよく出かけたが、靖国へ足を向けるのは稀であった。日本遺族会にも入っていなかった。2001年に小泉首相の参拝をめぐり中国が内政干渉の行動に出たころ『文藝春秋』に、初めて靖国に関する論稿を書いた。そのさい靖国神社崇敬奉賛会の終身正会員（2512903号）に登録したのは、遺族すなわち身内としての感覚を反映させたいと願ってのことでもあった。」としている。この描写からすると、（広く）遺族会が靖国の信徒団体ではないことが、意識されているといえよう。

ウ なお、念のため、原告らの主張を推測すると、「山口県遺族連盟は山口県護国神社の信徒団体である」との主張をすることも予想できる。同神社の奉賛会は昭和28年8月22日に発足しているが、その役員らは、県知事、県会議員ら地方自治体の首長・議長を中心にしており、遺族会の代表も含まれているとしても、会則においても、遺族会との連携は認められない。山口県遺族連盟が重要目的とする遺族の福祉は、目的・事業に認められない（甲46号181～185頁、但し、187頁によると、奉賛団体にはなっている）。

第2 山口県遺族連盟に関する原告らの訴えの変更に関する、被告の訴訟上の主張

1 時機に後れており、却下すべきである（民事訴訟法157条1項）。

（1）時機に後れていること

ア 「時機に後れ」たとは、単にそれより早く提出できたというだけでなく、従来の弁論の経過からみて、それより以前にその提出が期待される事情のあったことを要する。争点及び証拠の整理手続が行われた場合に、その手続中に提出されなかった攻撃防御方法については、特別の事情がない限り、時機に後れたものと判断される（条解民事訴訟法〔第2版〕940頁）。

イ 本件は、既に口頭弁論期日13回、進行協議期日1回が行われている。そして、令和7年6月4日に開催された第12回口頭弁論では、争点整理を終え、「次回口頭弁論期日において、証人津田勉（原告申出）証拠調べを行う。」とされている。

その後、約10か月も後になって、原告は、山口県遺族連盟に係る主張（叙上で乙とした）をしているのである。

ウ 甲1号証には山口県遺族連盟が招待者であることが明記されている。これは訴訟提起時に提出された証拠である。被告は、令和5年11月27日付被告第2準備書面3頁で、山口県遺族連盟の案内を受けて参拝したことを主張している。

また、原告が令和8年3月31日付で提出した証拠は、全て、訴訟提起前に作成された証拠である。公刊物がほとんどで、入手困難なものもない。

さらに、原告は、令和6年6月25日付準備書面2の4頁において、「山口県遺族連盟を援護事業の委託先としていること自体、憲法上の問題が検討されなければならないが、本訴訟ではこの点は措いておく。」と主張し、自ら争点とすることを放棄しているのである。

エ 以上からすれば、本件は既に争点整理を終えた段階である。そして、原告が提出していた証拠や、被告の反論等からして、原告が山口県遺族連盟に係る主張・立証をすることは当然可能だったし、それどころか自ら争点化を放棄したと評価できるものである。

したがって、原告の山口県遺族連盟に係る主張が時機に後れていることは、

明らかである。

(2) 原告に過失があること

上記(1)ウからすれば、原告は、訴訟の早期の段階から山口県遺族連盟が関与していることを認識した上で、自ら積極的に争点化を放棄したものと評価できる。にもかかわらず、上記のような時機に後れた主張立証を行うことについて、原告に過失があることは明白である。

(3) 訴訟の完結を遅延させること

山口県遺族連盟に係る主張はこれまで全くなされていらないものである。そのため、認否反論するとなれば、当然、そのために期日を重ねることになる。

訴訟の完結を遅延させることは明らかである。

(4) よって、山口県遺族連盟に係る主張立証については、民事訴訟法157条1項に基づき、時機に後れた攻撃方法として却下すべきである。

2 宮司の尋問について、必要性や争点との関連性がなくなったこと

(1) 従前の当事者申出の立証趣旨

ア 被告は、確かに、令和7年7月7日に、宮司の尋問の申し出をした。それは、裁判所が採用の意向を示したので、主尋問を行うため、やむを得ず、申し出をしたものである。

その証すべき事実は、「招待者が遺族連盟であること」としている。

イ 原告らは、令和6年12月11日付で、尋問の申請をした。そして、令和7年5月30日付の証拠意見書により、その必要性を補充している。

後者によると、立証趣旨の一つとして、「招待の意図」がある。しかし、今般の新しい主張で「遺族会が宗教団体」という以上、宮司に問う必要はないし、「(2) 必要性のウ」で述べるところも同様である。

又、立証趣旨としての「玉串拝礼の意義」は、被告は、これが神道の方式であることは争っておらず、元々、人証による立証の必要はなかった。

この他、護国神社に関する立証趣旨も、書面・文献で立証しており（甲11号、乙1号、乙31、32号）、それで十分であって、人証による立証の必要はなかった。

（2）原告らの新しい主張は、「山口県遣族連盟が、憲法上の宗教団体であるから、その招待により知事が護国神社で宗教儀礼を行ったこと」は政教分離原則に違反する」というものである。

すると、宮司を採用した時の原告ら・被告の立証趣旨と一致しない新しい争点である上、護国神社の宮司により、憲法上の意義を理解した上での山口県遣族連盟についての評価根拠事実を立証することは、必要性はいうまでもないが、そもそも関連性自体微弱というほかないのである。

よって、原告らにより、争点が明らかに変えられた以上、宮司の証人尋問に係る証拠決定は、職権で取り消すべきである（民事訴訟法120条）。例えば、証拠決定が同条の「訴訟の指揮に関する決定」に当たるとして職権取消を認めた例として、大判大正9年12月23日民録26巻1955頁がある（『条解民事訴訟法〔第2版〕』647頁、竹下守夫教授、上原敏夫教授執筆）。

以上